

<研究ノート>

## 戦後の安全保障秩序形成をめぐる米政権及び 米軍部内の論争とその帰結 (5)

—その2—

畠山 圭一

(前号の要点)<sup>1</sup>

戦後の国際秩序をめぐる米英ソ三国の思惑の違いによって、アメリカが第二次世界大戦中から迫及してきた戦後国際秩序構想は、1946年初頭、大きな試練に直面した。

安全保障上、自国を囲む緩衝地帯を欲していたソ連は、以前から西側諸国に強い不信を抱き、自国の周囲に強力かつ友好的な国家を配置することを重視していた。それゆえ、英米による東ヨーロッパやイランをめぐる非難を、ソ連の弱体化を目論む帝国主義勢力の悪意と捉えていた。また、ダーダネルス海峡を経て地中海に至るルートにも強い関心を抱き、活発な外交を展開していた。

イギリスは植民地帝国を再建し、アメリカやソ連と同等の影響力をもつ国家として復権することを追求していた。そのため戦略基地であるとともに資源供給源でもある植民地を維持し、植民地及び英領との政治結束を強固にすることを死活的に重要であると考えていた。特に戦略的要衝である東地中海での前方展開能力の保持、中東の現状維持、英領アフリカでの経済利益の拡大は、国家の命運を左右するものであり、ソ連による中東及び東地中海に関するいかなる要求も受け入れることはできなかった。

アメリカの場合は、ソ連やイギリスとは違い、自国の生存や国益に直接関わるような危機は無かった。ソ連も共産主義も、アメリカの生存を脅かす存在ではなかった。アメリカが懸念したのは戦後の社会・経済の混乱や革命的ナショナリズムの高まりであり、イギリスの勢力後退に伴うソ連及び共産主義の国際的影響力の拡大が国際経済機構や国際安全保障機構による国際秩序の組織化という戦後国際秩序構想を挫折させかねないことだった。

こうした米英ソ三国の立場の違いは国際政治を次第に硬直させていった。

イギリスはソ連と対抗するうえで不可欠なアメリカのヨーロッパ関与を確実にすべく激しい外交攻勢を展開していた。ソ連は自国の勢力拡大に抵抗姿勢を示す米英両国への警戒を強めていた。そして、アメリカは当初に目指していた大国間協調による国際管理

---

<sup>1</sup> 拙著「戦後の安全保障秩序形成をめぐる米政権及び米軍部内の論争とその帰結 (5) -その1-」『学習院女子大学紀要第20号』(学習院女子大学、2018) pp.95-108.

という戦後構想を大幅に見直す必要に迫られていた。

1946年3月、訪米中だったイギリスのチャーチル前首相はトルーマン大統領とともに大統領の出身州を訪問し、後に「鉄のカーテン」と呼ばれる演説を行った。この演説でチャーチルは共産主義がキリスト教文明に挑戦し、ソ連及び共産主義の脅威が拡大していると主張し、ソ連を抑えるため米英両国と英連邦諸国が英語圏の兄弟的絆を結び、原爆を独占し、恒久的軍事同盟を形成すべきだと訴えた。

この挑発的演説にスターリンは激しく反発し、チャーチル及び「アメリカの盟友」を、英語圏民族の世界支配をもくろむヒトラーのような民族差別主義者だと非難。チャーチルを「戦争扇動者」と断定し、同演説を「対ソ宣戦布告」とみなした。3週間後、ソ連は、世界銀行とIMFへの加盟を拒否し、ロシアの自給確立のための新5か年計画の開始を発表するとともに、イランへの圧力を高め、ソ連内から西欧の影響を排除するためにイデオロギー統制を強化し始めたのである。

トルーマン政権の考えはチャーチル演説の内容とは明らかに違った。米ソ間には、旧枢軸国及びその協力国との講和条約や原子爆弾の国際管理問題など、戦後の国際秩序を形成するために不可欠な交渉が残されており、チャーチルが主張する「米英による原爆の独占」は原子爆弾の国際管理を目指す米政権の考えに反していた。

だが、1946年初頭、アメリカもソ連への対応を見直し始めていた。

同時期、ソ連は東地中海への勢力拡大の意志を明確にし始めていた。1946年1月から4月にかけて、旧枢軸国（イタリア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランド）との講和条約に向け、米英ソ仏中の5か国の外相代理による準備会合がロンドンとパリで開催されると、ソ連はイタリアの旧植民地、北アフリカ・トリポリタニアの単独信託統治を要求した。それ以前から、ソ連はエーゲ海南東部ギリシャ領ドデカネス諸島における基地の建設や、ソ連商船の展開促進を理由に地中海に面した港町でトリポリタニアの中心都市のトリポリの支配を要求しており、またトリエステとその周辺地域（ヴェネツィア・ジュリア）の帰属問題でイタリアと係争中だったユーゴスラビアと協定を結ぶことでアドリア海有数の港湾都市フィウメに基地を獲得する可能性も見せていた。それはソ連による露骨なイギリスへの挑戦だった。東地中海はイギリスの伝統的勢力圏であり、それ故に、イギリスは第二次世界大戦中も同地域での勢力保持に努め、トルコとギリシャに経済・軍事援助を与えていたのである。

ソ連がイギリスの勢力圏に挑戦するという事態に困惑したバーンズ米国务長官は、こうしたソ連の動きについての米軍部の見解を尋ねている。これに対する4月15日付の統合参謀本部（JCS）の報告には、○ソ連の要求がイギリスの地位を弱めたり英帝国を崩壊させたりする恐れはない、○ソ連軍の北アフリカ駐留は連合国共同による緊急軍事対応能力を著しく弱める、○イギリスはソ連の信託統治にほぼ確実に反対する、○米英の離反はアメリカにとって最悪の選択となる、○ソ連単独のトリポリタニア信託統治の承

認はアメリカの国益を著しく損なう、○トリポリタニア信託統治を拒絶した場合、ソ連はドデカネス諸島の権利を要求し、ヴェネツィア・ジュリアにおけるユーゴスラビアの宗主権を主張し、イタリアとのあらゆる平和条約の承認を拒否する可能性がある、○ドデカネス諸島に関する譲歩は、ソ連がスエズ運河を脅かし、トルコを孤立させる可能性を生じ、極めて危険である、○イタリアの平和条約でのソ連の調印の有無はさほど重要ではない、○ヴェネツィア・ジュリアに関するアメリカの目的は単なる条約ではなく占領部隊の撤退を実現することにある、などが述べられていた。当然ながら、その内容はソ連との協調を追求してきたバーンズを著しく失望させた。

4月25日、パリで開催された米英仏ソ外相会議の全体会合では、日・独以外の旧枢軸諸国との平和条約案がほぼまとまり、ソ連はトリポリタニア信託統治を断念し、ギリシャへのドデカネス諸島割譲に関する異議も取り下げた。だが、その一方、イタリア旧植民地の措置では最終合意に至らず、特にイタリアとユーゴスラビアの間にある中央ヨーロッパの要衝トリエステとその周辺地域ヴェネツィア・ジュリアをめぐる議論が紛糾した。結局、連合国はイタリアとの間に平和条約を締結する際、同地域をイタリアでもユーゴスラビアでもない「トリエステ自由地域」にすることで決着をはかった。

7月15日、国務省はトリエステ問題をめぐる協定締結に向けてトリエステを自由地域として統合・独立させるための軍事的条件についてJCSに尋ね、8月5日、JCSは、ユーゴスラビア軍の干渉とソ連の関与を排除し、恒久的政府が確立されるまで米英両軍が留まるべきだと返答した。

当時、ヴェネツィア・ジュリアではテロ、妨害工作、越境攻撃などが続いていた。そのような中、8月9日、ウィーンからヴェネツィア・ジュリアの中心都市ウディネに向け飛行中だった輸送機をユーゴスラビア軍が強制着陸させ、19日には別の輸送機を撃墜する事件が発生した。アメリカはユーゴスラビアを激しく非難するとともに、9月27日、ウィーン-ウディネ間の輸送に防弾装備と多数の機銃装備を施したB-17s爆撃機を就航させ、ユーゴスラビアのチトー元帥から譲歩を引き出したのだった。

(承前)

## 6

1946年初頭から明確になり始めたソ連による中東及び東地中海への勢力拡大の動きは、トルコにも及んでいた。ソ連は以前からトルコに対してボスポラスーダーダネルス海峡における基地建設を要求していたが、1946年3月初頭、さらに国境を接するカルス及びアルダハンの二州の割譲を要求し、これが拒否されるとソ連・トルコ関係の危機を煽

る行為だとしてトルコを非難し、両国国境沿いに大規模な部隊を集結させたのである。<sup>2</sup>

3月6日、バーンズ國務長官は大統領の同意を得て統合参謀本部（JCS）に「このような要求が全面的もしくは部分的に認められた場合のアメリカの安全保障上の利益に及ぼす影響について、当該地域における英連邦諸国の安全保障利益に対する過度の脅威がアメリカの安全保障上の利益に及ぼしかねない影響を念頭に、軍事的観点からの評価」をするように求めた。<sup>3</sup>

これに対して、3月13日、JCSは次のように返答している。以下はその要約である。<sup>4</sup>

ソ連の要求は中東及び東地中海の支配を目論む明らかな兆候である。トルコはソ連の目指す進路にまともに立ちはだかつており、ソ連指導部はトルコが国境侵犯を許さず戦うだろうと認識している。トルコがソ連に領土を割譲すれば、ソ連に重要な戦略的領土を提供するだけにとどまらず、中東でのイギリスの地位を著しく損ない、ソ連の南下政策を非常に容易にする。ソ連にはボスポラスとダーダネルスの近隣に基地拠点を追加する正当な必要性はなく、ソ連はすでに必要であれば海峡を封鎖できる力を持っている。ソ連が本当に得たいのはボスポラス、ダーダネルス両海峡とペルシャ湾の独占支配であり、この要求に応じることは、エーゲ海地域の支配を目的とする別の要求を必然的にもたらし、ソ連に東地中海全域の支配を許すことになる。東地中海と中東は英連邦諸国にとって死活的な重要性を有している。これらの地域は、必要不可欠な石油資源と、イギリスとインドと太平洋の植民地の間の海陸空による直接的な連絡線を抱えている。イギリスの東地中海、スエズ運河、中東の油田の支配を脅かすソ連の動きは、世界勢力としてのイギリスの地位を危うくし、その結果、軍事的な観点から、イギリスはソ連のトルコ進出と戦うであろう。かりそめにもソ連がトルコやエーゲ海を支配し、その結果、スエズ運河—アレppo—バスラを結ぶ死活的な三角地帯を脅かされたならイギリスは究極的には戦うか帝国の最終的崩壊を受け入れるしかない。英帝国が崩壊すれば、ユーラシアにおけるアメリカとソ連の間の防衛線は移動し、そうなれば、拡大したソ連の軍事力に対抗するには、アメリカと潜在的な同盟国の総軍事力でも不十分かもしれない。すなわち、世界勢力としてのアメリカの地位はイギリスの世界勢力としての立場に固く織り込まれている。トルコについてのソ連の要求を認めることは他にも重大な結果をもたらす。少なくとも大国間の勢力関係を安定させる機能として役立つはずの国際連合組織についての信用を低下させる。強大国の弱小国に対する不当な要求への宥和的態度は、組織を弱体化せずにはいない。以上のことから、直接的脅威でなくても、

<sup>2</sup> *FRUS, 1946*, vol. VII, pp. 799-820.

<sup>3</sup> Letter, Secretary of State to JCS, 6 March 1946, Enclose to JCS 1641, CCS092 USSR (3-27-45) sec 5.

<sup>4</sup> Letter, JCS to Secretary of State, 13 March 1946 (derived from JCS 1641/3), same file, sec 6. 筆者要約。

ソヴィエトの要求にトルコが全部または一部でも従うことは、イギリスの世界勢力としての立場を弱め、国連の実効性を損ない、疑いなく我が国の安全保障を低下させるであろう。

この報告が示すように、1946年初頭までには、少なくとも米軍部指導者は、ソ連によるトルコへの執拗な圧力がダーダネルス海峡のソ連支配を許す結果になりかねないとの懸念を抱き、ソ連の態度に強い反発を抱くようになっていた。

それから5か月後の8月7日、ソ連はさらにトルコ政府に対して新たな提案を行った。ソ連の提案は、黒海沿岸諸国による排他的な新海峡制度 (a new Straits regime) を創設し、ボスポラス、ダーダネルス両海峡をトルコとソ連が対等なパートナーとして防衛する共同機構を組織するというものであった。両海峡は1936年11月以来、モントルー条約<sup>5</sup>に則って管理され、ポツダム会談において1946年中に改定することが合意されていた。ソ連の提案はその合意によるものであった。<sup>6</sup>

こうした動きについて、駐トルコ米国大使のウィルソンは、國務省に対して、もしソ連の提案がトルコに受け入れられたなら、それはトルコの独立に終止符を打つことになる」と述べ、「トルコの独立維持はアメリカの死活的国益であり、トルコがソ連の支配下に置かれることはバルシャ湾やスエズ運河へのソ連進出の最後の砦を排除することとなり、そうなれば、もはや誰もが抵抗を断念せざるを得ないだろう」との警告を発している。<sup>7</sup>

一方、パリ滞在中のバーンズ國務長官に代わって、國務長官代行を務めていたアチソン國務次官も、このソ連の提案を、トルコ支配とギリシャへの脅迫と中東の他地域への恫喝の目論みと解釈していた。<sup>8</sup> だが、それにもかかわらず、國務省にとって、この問題は慎重に取り扱う必要があった。パリでは、第2次世界大戦時のイタリア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、フィンランドなどの枢軸国と米英仏ソを含む連合国21か国との間での講和会議が進行中であり、原子爆弾の国際管理問題の議論も進んでいたからである。その結果、アチソンをはじめとする國務省高官は、ソ連政府が体面を失墜させずに自ら引き下がるように促す形の警告を、ソ連に向けて発することを構想した。

アチソンは、まず陸海軍両長官と統合参謀本部に対して、トルコ問題に関する外交部及び軍部の統一見解を大統領に伝えたいので協力をしてほしいと打診した。この打診に軍部関係者も同意し、8月15日、大統領に対する次のような統一見解と共同提案をまとめた。<sup>9</sup>

<sup>5</sup> トルコ領内のボスポラス海峡・マルマラ海・ダーダネルス海峡の通航制度を定めた条約。

<sup>6</sup> *FRUS, 1946.*, vol. VII, p. 803.

<sup>7</sup> *FRUS, 1946.*, vol. VII, pp. 827-829, 836-838.

<sup>8</sup> Stephen E. Ambrose and Douglas G. Brinkley, *Rise to Globalism, American Foreign Policy Since 1938*, (Penguin Books, 1997) p.71.

<sup>9</sup> Herbert Feis, *From Trust to Terror*, (1970) pp. 181-182; Dean Acheson, *Present at the Creation*, (1969) pp. 195-196; Harry S Truman, *Years of Trial and Hope*, (1959) p. 97; Walter Millis, *The Forrestal Diaries*, (1951) p. 192.

そこには、ソ連の主目的がトルコ支配の獲得であり、この試みが達成されれば、西洋の影響力は中東と東地中海からほぼ確実に消滅し、ひとたびこの進展が認められれば、ソ連を抑止するものは、アメリカが必要に応じて軍力で侵略に対処するはずだという確証だけとなる、との統一見解が示され、さらに、「我々の判断では、平和維持が最も期待できる選択は、国連がソ連の侵略の阻止に失敗した場合、アメリカは米軍部隊による軍事侵略への対処に他国が参加することを拒まない、という信念をソ連、トルコ及び他のすべての勢力に対して伝えることである (In our judgment the best hope of preserving peace is that the conviction should be carried to the U.S.S.R., Turkey and all other powers that in case the United Nations is unsuccessful in stopping Soviet aggression, the United States would not hesitate to join other nations in meeting armed aggression by the force of American arms.)」と述べられていた。<sup>10</sup>

この内容についてアチソンの説明を聞いたトルーマン大統領は、トルコ問題が米ソ間の戦争を導きかねないことを確信した。アチソンがさらにソ連政府への伝達案を読み始めると、「これ以上聞く必要はない。それを送付しよう」と述べ、<sup>11</sup>「今から5～10年間はソ連が世界支配を追求しようとしているか否かを探るほうがよさそうだ (We might as well find out whether the Russians were bent on world conquest now as in five years or ten years.)」と指摘した。<sup>12</sup>

8月19日、アメリカ政府はソ連政府に対して覚書を送付し、黒海両海峡の防衛の主たる責任をトルコが維持すべきであるとの「断固たる見解 (firm opinion)」を伝え、モントルー会議の内容<sup>13</sup> に関する変更は、黒海沿岸勢力のみによらず国連の支持の下で合意されるべきものであると主張して、「両海峡が侵略国による攻撃や脅迫の対象になるなら、もたらされる状況は国際安全保障への脅威となり、明らかに安全保障理事会におけるアメリカの行動に関わる問題となる」ことを示唆した。<sup>14</sup>

さらにアメリカはトルコにも毅然とした態度をとるように伝え、トルコ支援のために最新鋭の米空母を海峡に派遣した。その結果、ソ連の姿勢は軟化したのである。

## 7

国務省主導によるこうしたソ連に対する警告とは別に、JCSは、さらなる積極策を講ずる必要があると考えていた。8月23日、JCSは陸・海軍両長官に宛てて、「トルコの現

<sup>10</sup> *FRUS, 1946.*, vol. VII, pp. 840-842. *The Acting Secretary of State to the Secretary of State at Paris*, 15 August 1946.

<sup>11</sup> Millis, *op. cit.*, p. 192; Feis, *op. cit.*, p. 182.

<sup>12</sup> Ambrose and Brinkley, *op. cit.*, p.71.

<sup>13</sup> 1936年にスイスのモントルーで開催され、モントルー条約が調印された会議。

<sup>14</sup> Acting Secretary of State to Soviet Charge, 19 August 1946, *FRUS, 1946*, vol. VII, pp. 847-848.

況の軍事的含意 (“Military Implications of the Turkish Situation”)」(JCS 1704/2) と題する覚書を送付し、その中で、トルコに対する具体的な軍事的及び経済的な援助として次の三つを提案した。<sup>15</sup>

- トルコの経済的・軍事的地位を強化する非軍事的資源・供給品の購入の奨励  
(encouragement of Turkey to purchase nonmilitary material and supplies that would strengthen Turkey's and military position)
- トルコ軍の防衛力強化のための武器、軍用機、他の軍用装備の購入の許可  
(permission for Turkey to buy arms, military aircraft, and other military equipment to strengthen economic the defensive abilities of its armed forces)
- トルコ軍を支援するため将校を含む選抜されたアメリカの専門家の派遣の検討  
(consideration of the sending of selected US technicians, including officers, to assist its armed forces)

この覚書において、JCSは、トルコの両海峡の防衛へのソ連の参加は、それがどんな形のものであっても、瞬く間に、ソ連を東地中海と中東の最も重要な軍事拠点であるトルコを支配する立場に立たせることになることになると警告して、次のように述べていた。

戦略的にトルコは東地中海及び中東地域の最も重要な軍事的要素である。彼の国は数少ない国家的一体性を持つ存在であり、かつ、入手可能な最高の情報によれば、この地域で現在、唯一、ソ連の拡張政策に抵抗する固い決心を抱いている国家である。有力な海・空軍は不足しているが、トルコは勇猛かつ大規模な陸軍を持っており、その陸軍は、もし適当な機能を備え、援助を与えるならば、国家が攻撃を受けた場合、たとえソ連に対してでも物理的に抵抗できる能力を有している。

もしロシアが政治的譲歩を基にトルコの軍事支配を達成するなら、その軍事的脅威は、重大な世界的危機の場合、中東や東地中海は非ソ連勢力にとって軍事的に堅固だと考えられていることに深刻な疑念をもたらす。さらに、中東地域の「鉄のカーテン」周辺にある主要な非ソ連勢力の国民および国家の信用と信頼は、無形ではあるが重要な要素である。この信用と信頼は、トルコの両海峡の管理に対する今回の政治的冒険におけるソ連の成功によって、消滅はしないとしても、多大な影響をこうむるだろう。そうなれば、イギリスや、“鉄のカーテン”の周辺国を含む国々がソ連の恫喝的で拡張主義的な政策に対する立場をいっそう弱めることは論理的帰結である。軍事的観点から、統合参謀本部は、現在の世界情勢について懸念をもって観

<sup>15</sup> *Memorandum by the Joint Chiefs of Staff to the Secretary of War and the Secretary of Navy, Enclose to JCS 1704/2/24 August 1946, CCS 092 (8-2246) set 1, 参照：FRUS, 1946, vol. VII, pp. 857-858.*

察している。国連憲章に明記された言葉とは裏腹に、多くのかつ主要な兆候は、ソ連の政策がソ連の事実上の地政学的・政治的支配を拡大しようと計算されたものであることを示している。このようなソ連の政策はアメリカの死活的国益への最も深刻な影響をもたらす。<sup>16</sup>

そのうえで、JCSは、次のような現状認識を提示した。

- a) ソ連のトルコへの働きかけに対する有効な抵抗は、何よりトルコの政府と国民がロシアの要求に毅然とした態度を貫く意志の継続である  
(successful opposition to Soviet efforts against Turkey rested primarily on the continuation of the will of the Turkish Government and people to take a firm stand against Russian demands)
- b) 米国民はトルコの実情をよく知らないが、どのような有効策も最終的には米国民の理解・支持によって決まる  
(the US public was not well informed concerning the situation in Turkey and any useful action was in the end dependent on its comprehension and support)
- c) 現状において大英帝国の差し迫った安全保障上の利益はアメリカよりも深刻である  
(Great Britain's immediate security interest in the situation was even more acute than that of the United States)

だが、このJCSの覚書に述べられていた認識は、国際連合組織を通じた米ソによる国際管理を目指していた国務省にとっては、自らの対ソ基本路線を否定しかねないもので

---

<sup>16</sup> *Ibid.* 原文は、Strategically Turkey is the most important military factor in the Eastern Mediterranean and Middle East. She is one of the few national entities and the only nation now possessing, according to best available information, a firm resolution to oppose the apparent Soviet policy of expansion in the area. While lacking an effective navy and air force, Turkey possesses a rugged and considerable ground army which, particularly if properly equipped and supported, is capable of offering material resistance, even to the Soviets, if the nation is attacked. If Russia attains military dominance of Turkey by political concessions, her military threat is projected so that there is grave doubt that, in case of a major world crisis, the Middle East and Eastern Mediterranean could be considered militarily tenable for the non-Soviet powers. Furthermore, the faith and political reliance in the major non-Soviet powers of the Middle Eastern peoples and nations on the periphery of the "iron curtain" is considerable although intangible factor in U.S. security. This faith and reliance will be gravely affected if not dissipated by success of Soviets in their present political venture in the direction of the Turkish Straits. The logical result is a further weakening of the present stand of those nations, including Great Britain, peripheral to the "iron curtain", against Soviet pressure and expansionist policy. From the military standpoint, the Joint Chiefs of Staff view with concern the present world situation. In spite of the written word of the United Nations' Charter, many and major indications point to a calculated Soviet policy of expanding Soviet de facto geographical and political control. Such a Soviet policy has the most serious impact on the vital interests of the United States.



あった。

同覚書に記載されていたトルコ問題に関する分析の内容は、9月12日、ウィリアム・L・クレイトン国務長官代理を通じて、パリ滞在中のバーンズ国務長官にも伝えられた。

クレイトンは、この国務長官宛の文書において、JCSがトルコへの装備・顧問の提供という軍事支援を提案している点に注目するように促し、次のように述べている。

このやり取りは、我々をこれまで取り組んできた課題と真っ向から対立する立場に立たせている。政策面での問題は、ソ連が現状変更の試みを追求しているとするか否か、ギリシャ、トルコ、イランといった中近東諸国の支配を獲得しようとしているか否か、…ソ連の脅威にさらされている多くの中近東諸国の抵抗の意志と能力を強化できるように、戦闘装備の売却に関する全般的政策に何らかの変更を行うか否かである。<sup>17</sup>

クレイトンは、アメリカの中東向け軍事支援の方針には外交・軍事当局者間の対立・矛盾した立場が混在していると述べ、次の事例を示した。すなわち、1946年2月5日の国務長官スタッフ会議では、中東以外の特定諸国に対して限定的な追加的軍事援助を行うという方針が明確に示されているのに対して、1946年3月21日にSWNCCがJCSの求めに応じて作成した文書では、「中近東諸国の独立を維持し領内の法と秩序を守るのに十分な実力をもたらすことを目的とする、確定済みの米国の中近東諸国に対する政治的援助政策に基づいて、それらの諸国に妥当な量の追加的軍備を供給することは、米国の政策に合致している」<sup>18</sup>と記され、中近東諸国への必要十分な追加的軍事援助が強調されていたのである。

当然ながら、クレイトンは、この二つの方針のどちらかを改めて、中東向け軍事支援の条件を明確に規定する政策が必要だとの認識を示したうえで、このSWNCCの政策文書が作成されてから6か月の間に、世界の情勢は変化し、中東諸国への武器援助の必要性は強まっていると指摘した。また、ソ連は近接する特定の中近東諸国を不安定ないし

<sup>17</sup> *FRUS*, 1946, vol. VII, pp. 209-213., 12 September 1946. 原文は、“This communication brings us face to face with a problem which we appear to have been approaching for some time. That problem is whether in view of the policy which the Soviet Union appears to be pursuing of endeavoring to undermine the stability and to obtain control of the countries in the Near and Middle East such as Greece, Turkey and Iran, we should make certain changes in our general policies... relating to the sale of combat equipment, to an extent which might enable us to strengthen the will and ability of the various Near and Middle Eastern countries under Soviet pressure to resist that pressure.”

<sup>18</sup> SC/R-184, 5 February 1946; SWNCC 202/2, 21 March 1946; *FRUS*, 1946, vol. I, pp. 1141-1142, 1145-1160, footnote 63, p. 1145. 原文は、“In accordance with the United States’ firm political policy of aiding the countries of the Near and Middle East to maintain their independence and develop sufficient strength to preserve law and order within their boundaries, it is consistent with United States policy to make available additional military supplies, in reasonable quantities, to those countries.”

衛星国にし、これらの諸国に対する覇権を獲得すべく試みようとしていると述べ、イランとトルコの事例を提示し、さらに、ソ連の衛星国であるブルガリア、ユーゴスラビア、アルバニアが疑いなくソ連政府の直接的許可と支援の下でギリシャに圧力をかけている点にも言及した。

すでにアメリカはトルコ、イラン、ギリシャに各国の独立と統合に対する「深い関心」を伝えており、イランとトルコはアメリカの武器の購入を望んでおり、ギリシャも疑いなく同様の支援を望んでいると推測された。また、イランは武器購入のために特使をアメリカに派遣していた。

これらを踏まえ、クレイトンの國務長官宛文書には、現行の國務省の政策を見直し、主権の維持のために米国の助けを必要とする国家に対しては、國務省の政策を「かなり柔軟 (considerable degree of flexibility)」に運用することを認めるよう提案されていた。<sup>19</sup>

## 8

一方、バーンズ國務長官も1946年初頭からの初秋までの間に著しく変化した世界情勢を踏まえ、この時までには海外援助に対する考え方を改め、アメリカとしては、ヨーロッパ及び中東諸国に何らかの経済援助が必要ではないかと考え始めていた。事実、バーンズは、クレイトンからの電報と前後して、クレイトンに対して、全般的な経済援助の在り方と、特にトルコ及びギリシャの情勢についての見解を伝える文書を送付していた。

バーンズがクレイトンに送った9月24日付の文書には次のような内容が記されていた。

数か月前なら、このような援助についての考慮は、主に、被援助国の必要性、返済能力、世界貿易の拡大、という我が国が大切にしている目的と手段に対する一般的姿勢を基本に決定されるのが当然だった。状況は非常に厳しく、ソ連政府と、程度の差こそあれソ連に支配されている近隣諸国の態度に照らして、我が国の一般的政策の実施を熟慮すべき時が来ている。すなわち、我々はあらゆる方法で我々が友邦を助けねばならず、我々の依拠する信念にやむを得ずあるいは他の理由によって反対する国には援助を慎まなくてはならない。私は、支援すべき最も重要な国家であるトルコとギリシャの二つの国を念頭に置いている。…私は文書中の推論と結論に完全に同意する。私はトルコ問題についてベヴィン (英外相: 筆者注) と土曜日に会談し、同国とトルコとの同盟の観点から軍備はイギリスが直接提供してもらいたいとの希望を伝え、アメリカは余剰売買や信用貸付などの方法で、あらゆる可能

<sup>19</sup> FRUS, 1946, vol. VII, pp. 209-213.

な経済援助を提供すると提案した。もし、トルコが何人かの特別な技術者を求めたなら、その要請の受け入れを支持する。<sup>20</sup>

さらに、バーンズは、同文書の中で、トルコよりもはるかに政情不安定なギリシャに対する経済援助についても言及し、ギリシャへの経済援助を強く支持すると述べ、その理由として「世界は、まさかの時に、我々がわが友邦に提供する、その援助の有無を見ている。多くの国の将来の政策は、アメリカがその信念と同様の心情を持つ国々を援助することに真剣か、それとも欠落しているかについての、それら諸国の評価によって決まる。(The world is watching the support or lack thereof which we furnish our friends at his critical time and the future policies of many countries will be determined by their estimate of the seriousness or lack thereof with which the US upholds its principles and supports those of like mind.)」<sup>21</sup>との認識を示していた。

このバーンズ文書の重要性に気付いたジョン・D・ヒッカーソン欧州局長代理は、9月28日、アチソン次官にその内容が「根本的に重要な (of fundamental importance)」内容であることを指摘した。その後、このバーンズ長官からの電報は、国務省内において、全欧州諸国との経済関係に関連させ、慎重に検討されることになったのである。<sup>22</sup>

この時以来、国務長官は、友好国への援助の道を開くという政策を承認し、トルコへの援助に関するJCSの提案も明確に支持した。その結果、アメリカ政府は、トルコに対する積極的援助を政策として採用することを決断することとなる。JCSの分析にはそれだけの説得力があったということであろう。JCSは、ソ連がトルコを軍事的緩衝地帯として、また地中海及び中東への進出の足かがりとして利用するために自らの勢力下におこうとしていると分析し、ソ連の軍事的トルコ支配は地中海及び中東から西欧勢力を締め出すことになるとの観測を記していた。

---

<sup>20</sup> *Ibid.*, pp. 223-224, 24 September 1946, 原文は、“It was natural that consideration of such assistance should some months ago have been determined largely on the basis of need, capacity to repay, and general attitude of the recipient country towards our important aims and methods of expanding world trade. The situation has so hardened that the time has now come, ... in the light of the attitude of the Soviet Gov't and the neighboring states which it dominates in varying degrees, when the implementation of our general policies requires the closest coordination. In other words, we must help our friends in every way and refrain from assisting those who either through helplessness or for other reasons are opposing the principles for which we stand. I have in mind particularly two countries which it is of the highest importance for us to assist, Turkey and Greece. ... I am in full accord with the reasoning contained in that document and with its conclusions. I discussed the question of Turkey with Bevin on Saturday and suggested that Britain, in view of her alliance with Turkey, might wish to furnish direct military equipment while the United States render all feasible economic assistance through sale of surplus, credits. If the Turks should request a few selected technicians I should favor granting the request.”

<sup>21</sup> *Ibid.*

<sup>22</sup> *Ibid.*, footnote 76.

さらに、事実として、トルコの国民も政府もソ連の動きに対して抵抗することを決意しており、比較的強力な軍隊を保有していたことから、アメリカ政府は、それらを踏まえ、アメリカは必要に応じて強硬な外交手段をもってトルコを援助すること、トルコに経済援助を行い、可能な限りの手段をもって支援すること、トルコからの要望があれば技術面での軍事的助言や訓練を提供することなどを内容とする次の方針を決定したのである。<sup>23</sup>

…したがって、トルコへの積極的支援はアメリカ政府の政策である。この政策は次の基準に従って実施される。

1. 外交 合衆国は両海峡について従来からとられてきた立場を毅然かつ適切に維持する。もし特別な事情が生じた場合、ソ連がトルコ東部地域の併合を要求するといったような問題に関しても同様に毅然とした立場をとる。トルコ、ソ連、そして世界全般も、この課題に関する我が国の立場について、一切、疑う余地はない。
2. 道徳 合衆国政府はアメリカ人民に対して状況の本質的要素を明確にし、わが政策の政治的、戦略的根拠と同様に道徳的根拠を注意深く説明する。同時に、我々はトルコの政府と人民も我々の立場を十分に理解し、また、我々がトルコについて国際連合の尊い精神を尊重することを決意していることを、彼らが信じていることを確認する。我々は、特に、たとえそれが我々に妥当あるいは便宜的に見えたとしても、トルコ国民に対して、我々が援助を弱めていたり、我々の基本精神

<sup>23</sup> *Ibid.*, pp.894-897. 原文は、“… It is, therefore, the policy of the United States give positive support to Turkey. This policy should be implemented along the following main lines: 1. *Diplomatic*. The United States should maintain the firm, though reasonable, position it has already take with regard to the Straits. If and when occasion arises it should adopt a similarly firm stand with regard to other issues, such as the Soviet desire to annex parts of eastern Turkey. The Turks, the Soviets and the world at large should be left in no doubt whatsoever as to our stand with regard to such questions. 2. *Moral*. The United States Government should continue to make clear to the American people the essential elements of the situation, explaining carefully the moral as well as political and strategic bases of our policy. At the same time, we should make sure that the Turkish Government and people also fully understand our position and are confirmed in their belief that we are determined to see the high principles of the United Nations maintained with regard to Turkey. We must especially avoid any action which, reasonable or expedient though it might seem to us, would give the Turks the impression that we were weakening in our support or deviating from our principles. 3. *Economic*. A beginning in economic assistance has been made through the authorization of a \$25,000,000 Export-Import Bank credit and by assistance in the purchase of vessels to rehabilitate the Turkish merchant marine. This beginning must be followed up by all available means, probably including additional financial credits but not limited to this form of assistance. 4. *Military*. For the present it seems preferable for Great Britain to assume the obligation of providing military equipment and munition of the Turkish military forces. This follows because of the treaty relationship between the two countries and because the world in general has become accustomed to the fact that Turkey receives arms from Britain from time to time. If a case should arise where Britain is not in a position to furnish the necessary arms and military equipment, the United States government is prepared to consider the possibility of furnishing such supplies to Great Britain for delivery to the Turks. In a very exceptional case we might consider furnishing certain supplies direct. It is not inconsistent with United States policy, however, to provide technical military advice, military instructions, etc., whenever requested by the Turks.

から外れたりしているかのような印象を与えるような、いかなる行動も回避しなくてはならない。

3. 経済 経済援助の初めは2500万ドルの輸出入銀行貸し付けの承認を行い、トルコ商船団の再生のために船舶購入を助ける。この最初の措置は、可能な手段によって引き継がれなくてはならず、おそらく追加的金融貸付を含むが、この援助形態に限るものではない。
4. 軍事 現状においては、イギリスがトルコ軍に対する軍装備品や軍需品の提供の負担を引き受けるのが望ましい。これは両国間の条約関係に従うもので、かつ、世界は一般的にトルコがイギリスから折に触れて武器を受けとっている事実を承知しているが故である。もし、イギリスが必要な武器や軍装備品を提供するのが難しくなるような事態が生じたなら、合衆国政府は、イギリスにトルコに譲渡するための備品を提供する可能性を検討する用意がある。きわめて異例の事態においては、我々は特定の供給品について直接提供を行うことも検討する。

ただし、トルコから要請がなされた場合に、技術面の軍事的助言や軍事訓練などを提供することは、合衆国の政策と矛盾しない。

国務省はこの決定によって間違いなく戦略上の一つの転機を迎えた。それは国務省と国防省との間の戦略上の隔たりが大幅に解消されたことを意味した。そして、国務省の姿勢転換は、懸念となっていたソ連の対イラン動向への対応を明確にするきっかけともなった。

## 9

イランの情勢は、すでに5月の段階でソ連軍がイラン領内から撤退していたとはいえ、なお予断を許さない状態が続いていた。ソ連のイランにおける行動、特にアゼルバイジャンの地域紛争を画策する動きは、イランの主権に対する脅威としてアメリカの注意を喚起し続けていた。

9月26日、国務省はSWNCCを通じてJCSにイラン動向に関する見解を求めている。その際、国務省は、特にイラン内部の深刻な抗争に強い政治的関心を抱いており最優先事項として検討してもらいたいとして、次の諸点について回答を求めている。<sup>24</sup>

1. どの程度まで、JCSは、イランを防衛上または反撃上の目的にとって、あるいは

---

<sup>24</sup> *Ibid.*, pp.515-516.

補給源として合衆国の死活的な重要地域とすべきであると考えているか。(To what extent dose the Joint Chiefs of Staff consider Iran to be an area of vital strategic interest to the United States for defensive or counter-offensive purposes, or as a source of supply?)

2. どのように、JCSは、イランにおける合衆国の戦略的利益を、中近東地域全体の合衆国の戦略的利益と関連させるべきと考えているか。(In what way does the JCS consider the United States strategic interest in Iran to be related to United States strategic interest in the Near and Middle Eastern area as a whole?)
3. どのように、JCSは、以下のそれぞれの場合について、合衆国の戦略的利益に影響が及ぶと考えるか。(In What manner dose the JCS consider that United States strategic interest would be affected by:)
  - (a) 北部をソ連の勢力圏に南部をイギリスの勢力圏とするイランの分割 (A division of Iran into a Soviet sphere of influence in the north and a British sphere of influence in the south?)
  - (b) アゼルバイジャン地域のソ連の永久支配 (Permanent Soviet control of the Iranian province of Azerbaijan?)
  - (c) イラン北西部とイラン北部の隣接地域を含む、ソ連の影響下のクルド自治国家の創設 (The creation of a Soviet-dominated autonomous Kurdish state which might include contiguous portions of northwestern Iran and northern Iraq?)
  - (d) 全イランのソ連支配 (Soviet domination of the whole of Iran?)
4. 現存の能力不足のイラン治安部隊と中央政府の権限を強化するという政治的望ましさを考慮し、JCSは合衆国のイラン軍創設支援計画が合衆国の中近東地域における戦略的利益の防衛に寄与すると考えるか。(Given the existing inadequacy of Iranian security forces and the political desirability of strengthening the authority of the central government, dose the JCS consider that a program of assistance by the U.S. to the Iranian military establishment would contribute to the defense of United states strategic interest in the Near and Middle Eastern area?)

10月11日、JCSは回答書を提出した。<sup>25</sup>

JCSは、国務省の質問内容が合衆国とソ連の戦争の可能性が想定されており、JCSも軍事的検討に基づいた見解を述べるが、と断った上で、「そうした想定だけではなく、

---

<sup>25</sup> SM-6874-46 to SWNCC, 11 October 1946 (derived from JCS 1714/3), CCS 092 (8-22-46) sec 1; *FRUS*, 1946, vol. VII, pp.529-532.

合衆国の利益と米国の軍事能力は、想定し得るソ連の戦争以外の方法によるイラン支配を通じてもたらされる中東原油の喪失によっても悪影響を被ることを理解する必要がある (As a consideration apart from such assumption, it must be realized that the interests of the United States and its military capabilities would be adversely affected by loss of Middle East oil occurring through possible Soviet domination of Iran by means other than war.)」と述べ、イランは主要な石油供給源であるが故に、アメリカにとって軍事的に「重要な戦略的利益」であると結論付けていた。

JCSは、国務省の第1の問いであるイランの戦略上の重要性について、「供給源 (石油) としてイランは合衆国の重要な戦略利益の地域である (as a source of supply (oil) Iran is an area of major strategic interest to the United States)」こと、「反撃作戦に関しては、ソ連の重要産業が間近にあることが、東地中海—中東地域を抱えることの重要性を疑いの余地のないものとしている。ここは反撃行動にとって有用な僅かばかりの地域の一つである (As to counteroffensive operations, the proximity of important Soviet industries, makes the importance of holding the Western Mediterranean-Middle Eastern area obvious. This is one of the few favorable area of counteroffensive action.)」ことなどを指摘した。

更に第2の問いである中東地域との戦略上の関連については、「イランにおける合衆国の戦略利益は中近東地域の合衆国の利益と密接に関係する (United States strategic interest in Iran is closely related to United States strategic interest in the Near and Middle East areas as a whole)」と述べ、「イラクとサウジアラビアの資源の喪失は合衆国と同盟国にとって石油欠乏戦争を戦うことを意味する。反対にそれらの資源がソ連にもたらされなければ、ソ連が石油欠乏戦争を強えられる。だが、ロシアの地理的位置、広大な陸塊、優れた人的資源力の故に、石油不足は合衆国及び同盟国の航空行動を制限し、輸送力、軍需力を妨げ、ソ連に有利に働く。したがって、ソ連の影響力とソ連の部隊をイラン、イラク及び中近東の石油資源からできるだけ遠方においておくことが合衆国の戦略的利益である (Loss of the Iraq and Saudi Arabia sources to the United States and her allies would mean that in case of war they would fight an oil-starved war. Conversely, denial of these sources to the USSR would force her to fight an oil-starved war. However, due to Russia's geographic position, great land mass, and superior manpower potential, any lack of oil limiting air action by United States and her allies or hampering their transportation ability or their war production would be of great advantage to the USSR. It is therefore to the strategic interest of the United States to keep Soviet influence and Soviet armed forces removed as far as possible from oil resources in Iran, Iraq, and the Near and Middle East.)」と主張した。

JCSは先に国務省が3番目の問いで設定していた4つの可能性についても個々に評価

し、(a) のソ連とイギリスによるイラン分割については、ソ連の政治及び戦略の目的を前進させ、トルコ包囲に寄与し、イギリスのイラク油田の防衛力を崩壊させ、(b) のソ連によるアゼルバイジャン北部地域の支配は、望ましくはないが、戦略的には、提示された4つの状況の中では最も不快ではないもので、(c) のソ連の影響下のクルド自治国家の成立は、おそらく現イラン政府の崩壊をもたらすソ連主導の体制を導きかねず、(d) のソ連による全イランの支配は、提示された (a) (b) (c) のすべての悪しき影響を引き起こし、中近東の合衆国の戦略的利益にとって不都合な結果を大いに増幅させる、と指摘していた。

そのうえで、4番目のイラン軍創成をアメリカが支援するとの考えについて、JCSは明確に支持する考えを示した。JCSは「イラン軍創設を合衆国が支援することは、イラン中央政府の合衆国に対する友好感情を醸成することで、おそらく合衆国の中近東における戦略利益を守ることに寄与し、同政府を安定させ強化する ([T]oken assistance by the United States to the Iranian military establishment would probably contribute to the defense of United States strategic interest in the Near and Middle East by creating a feeling of good will toward the United States in central government of Iran and would tend to stabilize and strengthen that government.)」ものであり、中近東の戦略的利益を守るうえで恩恵をもたらすと述べ、更に、国内治安を維持するために、非侵略的 (nonaggression) な小火器、軽砲、銃弾、軽戦車、輸送及び通信機器、需品補給品、短距離航空機、海上警備航空機などを含む、適切な量の軍事物資をイランに提供することに賛意を示した。加えて、JCSは、今日のイランをめぐる国際情勢は現在のトルコの状況の軍事的意味と密接に関係していると指摘していた。

10月29日、国務省高官による会議が開催され、アメリカとしては初めてとなる中東諸国への支援が決定された。支援にあたって、ギリシャ、トルコについては、従前に則り伝統的關係を踏まえて英連邦が引き続き武器を提供し、英連邦が所有していない武器についてはアメリカから英連邦が提供を受け、ギリシャ、トルコに転送することとなり、イランについては、アメリカが1000万ドルを上限に武器を販売することとなった。また「現時点では、これ以上、認められた軍備政策の例外措置はない (That no further exception to existing arms policy would be authorized at this time.)」としながらも、国務省は「現行の政策である、武器及び軍備政策に、合衆国の利益になることが明らかなる場合、国務長官は現行の政策の方針を変えることができるとの言葉が加えられる (The language would be added to the existing policy Arms and Armament Policy which would make it possible for the Secretary of State to depart from existing policy when it was clearly in the interests of the United States to do so.)」ことを確認していた。<sup>26</sup>

<sup>26</sup> FRUS, 1946, vol. VII, p.255.



特に、国務省近東アフリカ局長のロイ・ヘンダーソンは、イラン情勢を米国の迅速な対応を要する危機的事態と捉えており、ソ連の圧力の前にイランが自らの政策を後退させ、抵抗姿勢を弱めざるを得なくなりつつあると実感していた。ジョージ・V・アレン駐イラン米国大使の10月15日付の電報には、イラン国王が、国内情勢に鑑み自国の防衛を維持できるかについて確信が持てずにいること、イラン首相が政権運営に行き詰まっていること、市内では政権交代が差し迫っているのではないかとこのうわさであふれていること、などが記されていた。ヘンダーソンは、かかる状況の中で、1000万ドル相当という上限と「非侵略性の軍装備品 (nonaggression military equipment)」という制限のかけられた援助だけでは、ソ連の圧力に抵抗するには不十分だと感じ、かつ一刻の猶予も許されないと警告していた。ヘンダーソンは、イラン援助の強化を旨として、イランに軍事派遣団を送ることを提案し、バーンズもこれを支持した。<sup>27</sup>

11月24日、イラン政府は議会選挙を監視する目的で反体制派が支配するアゼルバイジャンに軍を派遣することを決定した。ソ連政府はこの動きに抵抗して、イラン軍がアゼルバイジャンに侵入した場合、混乱が生じると警告した。これに対して駐イラン米国大使のアレンは、イランのこの行動を強く支持し、「極めて正常で適切」と公式に表明した。この声明はアレン国務次官に了承されていた。イラン陸軍は小さな衝突はあったもののアゼルバイジャン内への進入に成功し、12月4日、反体制派政権は崩壊した。<sup>28</sup>

—この稿、未完— (以下、続稿)

(本学教授)

---

<sup>27</sup> *Ibid.*, p.533-536.

<sup>28</sup> *Ibid.*, pp.546-560.

